

ナノテクノロジー研究センター(NTRC)
利用規程

(趣旨)

第1条 この利用規程は、早稲田大学の研究施設であるナノテクノロジー研究センター(以下「NTRC」という)における学内外者に対する設備装置の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備装置)

第2条 設備装置とは NTRC が管轄する部屋・設備・装置・機器・備品及び関連ユーティリティをいう。

(利用の範囲)

第3条 設備装置の利用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 設備装置を用いるための訓練
- (2) 設備装置の利用予約
- (3) 設備装置を用いた微細加工・観察・計測等の実施
- (4) 設備装置による微細加工・観察・計測等の NTRC スタッフからの支援
- (5) 設備装置の利用により創出され、NTRC に蓄積された実験データの活用
- (6) 設備利用に関する各種相談

(利用者)

第4条 設備装置の利用は、NTRC センター長が認める事項を目的とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学術研究機関に所属する研究者等
- (2) 民間企業に所属する研究者等
- (3) その他 NTRC センター長が認めた者

(利用可能日時)

第5条 NTRC の設備装置を利用できる日時は、原則として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月5日までの日)を除く日の午前10時から午後5時までの間とする。

(利用申請)

第6条 NTRC の設備装置を利用しようとする者は、原則として利用日の2週間前までに、所定の申請手続を行い、NTRC センター長の承認を得なければならない。

(利用の承認)

第7条 NTRC センター長は、第5条の申請の内容を確認し、NTRC の設備装置の利用が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

- 2 利用者は、承認された利用であっても、利用に際しては、NTRC センター長およびNTRC スタッフの指示に従わなければならない。

(承認の取消し)

第8条 利用者が、本要項に違反したとき又は早稲田大学の運営に重大な支障を生じさせたときは、NTRC センター長は、利用の承認を取り消し、利用を停止し、又は事後の利用を承認しないことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、早稲田大学の教育研究上必要があるとき、その他業務上緊急の必要があるときは、NTRC センター長は、利用を停止することができる。

(利用料)

第9条 利用料金は、「NTRC 利用料金表」のとおりとする。

- 2 利用の承認を得た者は、指定の期日までに利用料金を納付しなければならない。
- 3 納付された利用料金はいかなる理由があっても返還しない。

(消耗品の購入費用)

第10条 利用に必要な消耗品の購入費用は、必要に応じて利用者の負担とする。

(物品の持込み)

第11条 利用者は、装置類をNTRC に持ち込もうとするときは、あらかじめNTRC センター長の許可を得なければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により、設備装置を滅失し、破損し、又は汚損したときは、直ちにNTRC センター長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害に相当する金額を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 NTRC は、利用者がその目的を達成するように協力し、及び支援するが、目的の達成を保証するものではない。

- 2 NTRC は、NTRC の装置群等の利用によって利用者に生じた損害について、責任を負わないものとする。

(利用報告)

第14条 利用者は、指定の方法にしたがって、NTRC センター長に利用の記録および利用報告を提出しなければならない。

(覚書)

第15条 利用者は、自らの権利の保護のために、知的財産権の扱いと秘密保持に関する覚書を早稲田大学ナノ・ライフ創新研究機構と交わすことができる。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、早稲田大学ナノ・ライフ創新研究機構が定める運用要項に従う。

2 本規程は、早稲田大学の規約等のルール変更により、利用者に予告なく改正されることがある。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。